平成30年度卒業・修了制作展 展示規則

下記記載の内容は、平成30年度卒業・修了制作展に出展するすべての学生が順守しなくてはならない。

1. 禁止事項

場所を問わず、次の事項に該当する展示および行為は原則として禁止とする。

1)施設または備品の原状復帰が困難と思われる展示および行為

- ①備品の取り外しをしないこと
- ・固定の講義机や扉、カーテン類、黒板や電気器具、プロジェクタ、照明等を、無断で取り 外したり、加工したりしないこと。
- ・保管場所を確保すれば、例外として認めることがあるので、事前に教務へ相談すること。 ただし、終了後はきちんと原状復帰させることが必須条件となる。作業前に施設の状態を写 真撮影しておくなどして、展示終了後は速やかに元の状態に戻すこと。
- ・卒制展終了後に2日間の片付け期間が設けられるが、<u>必ずその2日間で片付け可能な企画</u>を立案すること。片付け期間以降は、大学院入試がすぐに始まり、同時に**入構禁止期間**となる。
- ・学内の器物を破損・汚損した場合は直ちに教務に報告すること。<u>場合によっては始末書の</u> 提出や、弁償を求めることがある。

②展示場所への工作・塗装

・無断で展示場所(施設)や備品に工作・塗装等の改変を加えることは原則として禁止とする。万が一原状復帰できなくなった場合、卒制展直後の学部入試に多大な影響を及ぼす可能性があるため、絶対にやらないこと。「自分で元の色に塗り直せる、貼り直せる」などの判断はしてはならず、講義室・展示室・共有スペース等の壁面をペンキで塗る、机の天板を切ったり塗ったりするなどの、明らかに原状復帰が難しいことはしてはならない。

例①壁面の塗り直し→事前に教務へ相談すること。

・「自分で塗り直す」ことを理由に、施設を塗装するといったことは厳禁である。入試会場としての使用もあるため、塗り直しの可否はあくまでも判断は教務が行う。

また、仮に許可されたとしても、**原状復帰は片付け期間内に学生自身が必ず行う**。

- 例②壁面へのパネル等の貼付け
- →塗装が剥離する為、方法について教務へ相談すること。強粘着の両面テープなどは、塗 装の状態にもよるが、施設を傷める可能性があるので注意すること。
- ③工具等を用いた教室内での切削、加工、研磨、塗装等の制作作業
- ・原則として講義室内での制作作業は禁止とする。無断での共有スペースでの制作も原則禁止である。 企動を使用でする。 後期授業期間や試験期間に無断で学生が作業することがあり、騒音などの苦情が 出ることがある。アトリエや工房など認められた場所で行うこと。
- 2) 施設・人間の安全管理上問題があると思われる展示および行為
- ・水漏れを引き起こす恐れのあるもの→**室内は水の使用は原則禁止である**。
- ・砂利・ペンキ・釘等で周囲を著しく破損/汚損するもの
- ・火気を使用するもの、揮発性の高いもの、爆発・破裂する危険が高いもの
- ・原状復帰が困難な大きさ、深さまで地面を掘るもの
- ・白熱球など、照明器具のそばに燃えやすいものを置かないこと
- ・その他、施設の原状復帰が困難と判断されるもの
- ※卒制展に限ったことではないが、**火気を用いる許可をされた場所以外での火気使用は厳禁 とする。**溶剤・塗料・接着剤・灯油などの可燃物や危険物・毒劇物の取り扱いには平時に 増して注意を払うこと。Ex.揮発性・可燃性の塗料のそばで、ニクロム線・電熱線の器具 を使用したことが原因で火災につながったことがある。
- ・植栽も言わばキャンパスを構成する学内施設である。樹木や芝生を傷めるような展示は原 則として禁止である。
- 3) 通行および消防活動の妨げになる展示および行為
- ・通路を遮断する等、安全管理上問題のある行為や、防火扉・消火栓の作動部分に物を置く ことは厳禁とする。とりわけ、教室内を天井まで区切って感知器の作動しない空間を作るこ とは防火管理上の観点から禁止である。
- (例) 車両の導線を妨げるもの 歩行者の通行を妨げるもの(階段上・踊り場の作品設置を含む) 室内の導線を妨げるもの ※クレーン車を使用する場合は、車両搬入許可届内に必ず明記すること
- 4)他人に物理的・精神的に危害を加えることが懸念される展示および行為
- (例) 落下や倒壊する恐れのあるもの 歩行者がつまずく恐れのあるもの 鋭利な部分があるもの 導線にワイヤーやピアノ線を張り巡らせるもの

大きな音や光、煙を発するもの

衛生上、不適当と思われるもの(腐敗する、異臭を放つ、死骸・血液・生物等) 公序良俗に反するもの

その他他人に危害を加えうるもの(粘着性のもの、衣服が汚れるもの等を含む)

5) 本人の安全性に影響を及ぼすと思われる展示および行為

高所での作業

不安定な足場での作業 など

その他安全性に影響を及ぼすと教務が判断した展示及び行為

6) スモークやドライアイス、急激な温度変化を生じる物品を使用する展示および行為

- ・スモークやドライアイス、急激な温度変化を生じる物品の使用については原則として禁止 とする。
- ・構内各所に設置してある感知器には、煙感知と熱感知の2種類があるが、これらが作動することが想定される展示は禁止とする。
- ・感知器が作動しなくても、来場者等が見て「火災」と勘違いするような使用の仕方も、パニックを引き起こす可能性があるため厳禁とする。

7) 飲食を提供する展示または行為

・飲食の提供は、内容・規模を問わず原則として禁止とする。来場者ではない、学内の人間 (教職員・友人など)でも同様である。

もし食中毒が発生した場合は、学外者を含めた多数の人間に健康被害を及ぼし、最悪死亡事故を招く為、飲食の提供を安易に考えることは絶対にしてはならない。

卒業・修了制作展は大学主催の展覧会である以上、大学は管理責任を免れない。来場者に怪我・中毒などを及ぼすことがあった場合、学生個人が自己責任で引き取れる規模を超えている。近年の注意義務や安全配慮義務違反を、主催者が問われやすい社会的風潮も鑑み、安全配慮が困難な飲食の提供は原則として禁止とする。

8) プライシング/物販に関する展示または行為

- ・作品にプライシング(価格設定)すること、および物販等、金銭の授受が発生する「営業 行為」に類する行為を構内でおこなうことは禁止とする。
- ・芳名帳や名刺、個展/グループ展の案内 (DM など) の設置、配布は可能。個人サイト (EC サイト含む) への誘導 (URL や QR コードの記載) も制限しない。その後の交渉や売買については、個人の責任においておこない、大学は一切関知しない。作品にまつわる金銭や権利関係はトラブルになりやすい為、個人で判断する前に第三者の意見を仰ぐなど、細心の注意を払うこと。

★注意事項

卒業・修了制作展には多数の外部の人が訪れます。近年は「私は○○でギャラリーをして

いるのですが、是非あなたの連絡先を教えて欲しい」などと言って近づいてくる人がいるとの報告があります。中には悪意を持っている人もいるかも分かりません。怪しいと感じたら、「連絡先を教えるのは大学に止められている」など、自分の個人情報や電話番号などは安直に教えないようにしてください。

※万が一、トラブルに巻き込まれた場合は速やかに大学へ報告すること。

2. その他の展示規則

- 1) 企画書の内容変更について
- ・企画書の内容に変更が生じた場合は、必ず研究室に届け出ること。共有スペース、展示室、 共用教室での展示者については、研究室は変更内容を教務チームへ届け出ること。
- ・例年 10 月~11 月に提出した企画書内容と、卒制展時には大幅に変更された作品が見受けられるが、大幅な変更は、管理上の問題が生じるだけではなく、他の展示者の権利侵害に繋がることもある。必ず教務へ報告すること。
- ・特に年明けの講評後に、作品の仕様を大きく変更するケースが見受けられる。その場合も、 他学科の展示者を考慮し、影響を与えない範囲での変更とすること。また変更点は周囲の影響を与えそうな展示者と適宜調整すること。
- 2) 展示室、共用教室、共有スペースの使用について
- ・共有スペース、展示室、講義室で展示を希望する学生は、展示規則以外に、別紙「展示室 /共用教室/共有スペースの使用・申請について」も熟読のうえ、記載内容に従って申請を おこなうこと。
- 3) 電力の使用について
- ・電気使用 1 教室あたり 1,500W までとする。大量の電力を使う場合は、施設管財へ追加要請する必要がある為、研究室を通じて教務へ申請すること。
- ・屋外の展示で電力を使う場合も同様に、申請書に明記し、教務へ届け出ること。
- 4) 学内ネットワークの接続について
- ・持ち込んだ PC 等を学内 LAN に接続する場合は、ネットワーク管理室へ期間限定の IP アドレスを申請し、アドレスを取得すること。また、接続前にウイルスチェックを必ず行うこと。
- 5) 備品の保管場所について
- ・教室から備品を搬出する際は、学科ごとに倉庫部屋を設ける等して、保管場所を予め計画しておくこと(〇〇教室の何をどこへ何台入れたか)。教務の管理備品(デザイン演習机やイーゼルなど)については、教務倉庫の容量範囲内で、倉庫への返却を可能とするが、場合によっては研究室内での保管をお願いすることもある。

・卒業制作展終了後に、入試でもそのまま使用する予定がある備品については、各アトリエ 内での保管を相談することがある。

6)準備期間について

- ・展示準備開始可能期間は、展示場所によって異なる。
- ・教務管轄のスペース(展示室、共有スペース、講義室)については、年末までに研究室を 通じて教務から案内を出すので、必ず各自で確認すること。<u>展示開始可能期間に関する、</u> 学生から教務への個別の問い合わせには一切回答しない。必ず研究室へ相談すること。
- ・各学科研究室所有の教室については、研究室からの指示に従うこと。
- ・講義室については、定期試験が終了するまで作業を開始することは絶対に認められない。 申請は、講評までの準備期間が短くなる(1~7日程度しかなくなる)ことを踏まえてお こなうこと。準備に時間がかかる作品については、講義室ではなく、学科配当教室も踏ま えて検討すること。

7) 展示終了後の後片付けについて

· <u>卒業・修了制作展終了後は片付け期間(2 日間)内において速やかに片付けを完了させる</u> こと。

最終的に本人が撤去できない場合は、所属研究室の責任のもとで原状復帰するものとする。

- ・**卒業・修了制作展終了後は入構禁止期間となる。**入構禁止期間中に、展示の片付けや残材 の運び出しで構内に立ち入ることはできないため注意すること。
- ・展示場所によっては、教務が片付け期間を指定することがある(9 号館 1 階スペース、9 地下大小展示室、院入試 B 日程に関わる部屋など)
- ・例年、展示後に作品や材料を放置したままの学生が散見される。学内全体が、他の人の展示空間でもあるということを踏まえて、片付けまで責任を持っておこなうこと。

8) SNS や動画投稿など、ネット環境の発達について

・最近では、誰でも簡単にネット環境に画像や動画を投稿することが可能となっている。公 序良俗に反する作品や、危険性のあるパフォーマンスなどは、「これは大学として如何なも のか」と投稿され、社会問題に発展するケースも現実的に考えられる。制作者にそういっ た意図がなかったとしても、誤解を招くような表現や企画内容は避けるべきと考えること。

以上